

令和 8 年度愛媛地方最低賃金審議会第 3 回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 19 日（水）午後 1 時 30 分～午後 3 時 02 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》 {但し、二者間の金額審議は非公開}			
1 金額審議			
(1) 労働者側の主張（4 回目）			
今年度の審議で重要なことは、中央最低賃金審議会の目安どおりの愛媛県最低賃金とすることではなく、愛媛県の実情を総合的に勘案して引上げ額の判断を行うことである。			
中央最低賃金審議会の目安を否定するものではなく、目安額 56 円を出発点として、愛媛県の雇用実態や生計費、物価、人手不足、人材流出、賃金水準、企業の持続可能性、政府による支援などを総合的に勘案した結果、愛媛県では目安額を上回る引き上げを行うべきであると考えている。			
愛媛県で働く人が、働くことで安心して生活を維持することができ、企業が必要な人材を確保し、地域経済が持続的に発展していくためには、最低賃金の引き上げが必要である。			
愛媛県の将来を見据え、最低賃金審議会の「愛媛ビジョン」として、毎年 67 円以上を引き上げていくことをベースに、2032 年には愛媛県最低賃金が 1,500 円以上になることを目指して、各対策が講じられ、魅力ある愛媛県となるよう、労使が将来ビジョンを持つことを提案する。			
以上のことから、67 円引き上げた 1,100 円(引上げ率 6.49%)を提示する。			
(2) 使用者側の主張（4 回目）			
結審に向けた歩み寄りとして、中央最低賃金審議会の目安どおり 56 円引き上げた 1,089 円(引上げ率 5.42%)を提示することに加え、発効日を令和 8 年 11 月 1 日とする指定日発効を求める。			
これまで法定 3 要素をもとにした議論をしてきたが、労使の提示額の差が埋まらないため、中央最低賃金審議会から「目安を十分参酌して」というメッセージが出されたことや、他県の状況を見ても全会一致の採決が行われているところは目安額での結審が大半を占めていることを考慮して提示する金額である。			
この提示額でも、影響率は 29.69%とほぼ 3 割であり、最低賃金近傍で働く労働者を抱える事業者には急激な引き上げに映る。また、企業においては、最低賃金が引き上げに伴う給与体系の見直しが生じ、給与計算プログラムの改修といった実務的な			

影響もあることから、各企業がこれらの対応を行うための猶予期間が必要であると考え、指定日発効を求めるものである。

(3) その後の経過

その後労使から金額の提示等を行われず、依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

2 その他

今後の審議会等の開催予定について、事務局から説明した。

以上